

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その2）		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	
政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ⑩	当期控除額 ⑪	翌期繰越額 ⑫-⑬
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算						
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表1の⑥） ①	円	・	・	道 民 税	/
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額（別表1の⑬） ②		・	・	府 税 民	
	計 ①+② ③		・	・	市 税 民	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表1の④、同表の⑥又は同表の①+同表の②） ④		・	・	町 税 民	/
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤		・	・	道 税 民	
	道府県民税の控除限度額（別表1の③） ⑥		・	・	府 税 民	
	市町村民税の控除限度額（別表1の④） ⑦		・	・	市 税 民	
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表1の⑭は上段に、⑮は下段に） ⑧	(イ) (ロ)	・	・	町 税 民	
	計 ⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に ⑨		・	・	道 税 民	
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額） ⑩	(イ) (ロ)	・	・	府 税 民	
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪	(イ) (ロ)	計	(イ) ⑫ (ロ)	市 税 民		
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫	(イ) (ロ)			町 税 民	/	
法第53条第42項及び第321条の8第42項により控除できる金額（別表7(その2)の⑧） ⑬	(イ) (ロ)	当 期 分		道 税 民		
当期分として算定した法人税割額（⑩若しくは⑬又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩） ⑭				府 税 民	/	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑫若しくは⑬及び⑭のうち少ない額又は⑫及び⑭） ⑮		翌期繰越額計		市 税 民		
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細						
事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑯	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑰	各都道府県ごとに控除する外国税額等（⑯又は⑰のうち少ない額） ⑱	従業者数各市町村ごとに又は補正控除すべき外国税額等 ⑲
特別区以外	名称	所在地	円	円	円	人
	小 計		⑳			㉑
	特別区			㉒((⑱(イ)+⑲(イ))+⑲(ロ))-㉓		
合 計			㉔	㉕	㉖	㉗
			控除未済繰越額 ㉘-㉙ ㉚			控除未済繰越額 ㉚-㉛ ㉜

外国の法人税等の額の控除に関する明細書(その2)

事業年度又は 連結事業年度	.	.	法人名
------------------	---	---	-----

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無		前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細					
政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無		事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑩	当期控除額 ⑪	翌期繰越額 ⑫-⑬		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算									
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額(別表1の⑥) ①	円					/		
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額(別表1の⑮) ②								
	計 ①+② ③								
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額(別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④						/		
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤								
	道府県民税の控除限度額(別表1の③) ⑥								
	市町村民税の控除限度額(別表1の④) ⑦								
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額(別表1の⑯は上段に、⑰は下段に) ⑧	(イ)						/	
	計 ⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に ⑨	(ロ)							
	当期分の控除外国税額(⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩	(イ)						/	
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪	(ロ)								
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫	(イ)					/			
法第53条第42項及び第321条の8第42項により控除できる金額(別表7(その2)の⑧) ⑬	(ロ)								
当期分として算定した法人税割額(⑳若しくは㉑又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩) ⑭						/			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額(⑭若しくは(⑪+⑫+⑬)のうち少ない額又は㉑及び㉒) ⑮									
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細									
事務所又は事業所		従業員数又は補正後の従業員数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑰	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑱	各都道府県ごとに控除する外国税額等(⑰又は⑱のうち少ない額) ⑲	従業員数各市町村ごとに又は補正後の従業員数 ⑳	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉑	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉒	各市町村ごとに控除する外国税額等(㉑又は㉒のうち少ない額) ㉓
特別区以外	名称		円	円	円	人	円	円	円
	所在地								
	小計		㉔				㉕		
	特別区			㉖((⑰(イ)+⑱(イ)+⑲(イ))-㉔)				㉗((⑲(ロ)+㉑(ロ)+⑲(ロ))-㉕)	
合計			㉘	㉙	㉚		㉛	㉜	
				控除未済繰越額 ㉚-㉛ ㉝					
						控除未済繰越額 ㉛-㉜ ㉞			